

那覇家庭裁判所委員会議事概要

第1 開催日時

令和5年9月27日（水）午後2時00分～午後4時00分

第2 開催場所

那覇家庭裁判所大会議室

第3 出席者

（委員）

赤岩勇二、井上直樹、大牧元、喜納育江、島洋子、玉城学、溝國禎久、
宮城貴、宮良綾子

（五十音順、敬称略）

（説明補助者）

横山事務局長、鎌田首席家裁調査官、吉里首席書記官、
梨子田次席家裁調査官、佐藤事務局次長、島袋総務課長、東会計課長、
直江主任書記官

（庶務担当）

山城総務課課長補佐

第4 議事

1 開会宣言

2 委員長の選出、あいさつ

3 委員長代理の選出

4 委員の自己紹介

5 意見交換

(1) 意見交換テーマについての説明

委員長は、「家事調停手続におけるウェブ会議の利用について」をテーマとして意見交換を行うことを説明した。

(2) 裁判所からの説明

DVD「ご存知ですか？家事調停」を上映の上、直江主任書記官が「家事調停手続におけるウェブ会議利用状況」について説明した後、模擬調停を実施し、ウェブ会議調停期日当日の流れを説明した。

なお、途中庁舎内（調停室及び児童観察室）の見学を行った。

(3) 意見交換

委員から次のとおり質問・意見等があった。

(発言者の略記＝(長)：委員長、(委)：委員、(説)：説明補助者)

(委) 調停委員にはどのような方がどのような基準で選任されているのか、調停の件数は増加しているのか、調停成立率はどのくらいか、教えてください。

(説) 現調停委員からの推薦もあれば、自薦として履歴書を提出される方もいる。調停委員の規則に基づき、那覇家裁の選考委員会において手続を行った上で、最終的には最高裁に上申して、適任者が任命されている。

(委) 調停委員として選任される方の経歴として、一定の決まりはあるのか。

(説) 職種の制限はなく、基本的には当事者の話を傾聴できる方や、当事者に丁寧な説明ができる方を選任している。ただし、事件によっては、登記簿や戸籍の専門的知識がある方が必要な場合もある。

(委) 選任手続においては、今説明者が述べたとおり、職業に一定の基準があるわけではないが、当然自薦又は他薦された方全員を選任できるわけではないので、例えば登記に詳しいとか、遺産分割手続の経験があるか等、専門性を有しているかどうかを基準にすることはあり得る。とはいえ、募集人数に余裕があれば、専門性よりも人柄を重視して選任している。

(長) 調停委員会の構成としては、男女ペアであることが多い、というこ

とで良いか。

- (説) 男女間の紛争の事件では基本的に男女のペアで組んでいるが、遺産分割事件では性別に関係なく、同性のペアで指定されることもある。
- (長) 調停事件数の推移について説明してください。
- (説) 新受件数としてはここ数年横ばいで推移しているが、未済件数、特に遺産分割や子の監護事件を中心に増加傾向にある。国民の権利意識の高揚や、新型コロナウイルスの影響もあると思われる。
- (長) 調停成立率はどうか。
- (説) 具体的な資料を持ち合わせているわけではないが、調停に代わる審判も含めると、調停で解決した率（調停解決率）は6～7割程度である。
- (委) 調停不成立の割合は増加しているのか。
- (説) 調停不成立となった場合、離婚調停であれば別途人事訴訟を提起できるし、婚姻費用分担や面会交流などの別表第二事件であれば審判に移行することとなる。調停から審判に移行している割合は増加しているという感覚はある。
- (長) 民事事件や刑事事件が右肩下がりで減少している中、調停事件はほぼ横ばい、審判事件にあっては右肩上がりで推移している状況にあり、調停で成立させられず、審判に移行している事件が増加している、という感覚はある。
- (委) 離島を抱える沖縄県において、離島在住の当事者が本島の裁判所に出頭するのは大変なので、ウェブ調停の仕組みを利用するのは非常に良いことだと思う。

ただ、調停室に入れるのは、出頭の場合は当事者のみである一方、ウェブの場合だと隣に弁護士がついてメモだしなどができてしまうのではないか。

(委) 代理人弁護士は当事者本人とともに調停期日に立ち会うことができる。したがって、今のご質問は、代理人でない親族等が入り込んでしまう可能性に置き換えて考えていただくと良いのではないかと。

(長) これから模擬調停を実演するが、その中で、周囲に本人や代理人以外の者がいないことを確認する場面があるので、ぜひ見ていただきたい。

裁判所としては、周囲に本人及び代理人以外の者がいないことを確認した上で、調停を実施している。

－模擬調停の実施－

(委) 調停の申立てから終了まで、すべてウェブで行うことは可能か、すなわち、当事者が一度も裁判所に出頭しないことが可能か、教えていただきたい。

(説) 遠方在住の当事者の場合は、実際にすべてウェブで行うことはある。従前の電話会議でもそうだが、代理人がついていれば、調停期日には代理人のみが出席し、調停が成立することもある。中にはウェブや電話では調停を成立させられない事件もあるが、その場合でも調停に代わる審判を活用して、当事者が一度も裁判所に出頭せずに事件を終了させることは可能である。

(長) 申立書の提出の場面から、窓口提出ではなく郵送という方法をとれば、まさに一度も裁判所に出頭することなく事件を終了させることは可能であるが、質問の趣旨が郵送という方法をオンラインに置き換えることが可能かということであれば、いずれは可能となるが、今はできない、ということになる。

(委) 裁判手続のウェブ化については、民事事件が先行している。法律や規則の改正を伴うことなので、今はまだ将来的な話ということになるが、いずれ申立ての段階から審理まですべてオンラインによることが

可能となる。次回の家裁委員会では、そのあたりをもう少し詳しく話せるのではないか。

(長) 今全国の裁判所でデジタル化を進めており、特に地裁の民事事件はだいぶ進んでいる。家裁の手続はそれに少し遅れているが、家事調停でもすべてがウェブ化できるようになるはずである。それに向けて準備しているという状況である。

(委) ウェブ調停を実施するに当たっては、申立人と調停委員とのやりとりは、相手方に見えていないということで良いか。また、相手方と調停委員とのやりとりは、申立人とのやりとりとは別途行うという理解で良いか。

(説) そのとおりである。本日の模擬調停で言えば、調停委員が申立人から聴取している間、相手方は庁舎内の控室で待機している状態である。申立人からの聴取終了後、回線の接続を切った上で、相手方を調停室に案内している。

(委) 当事者双方が了解すれば、同時にウェブ調停を行うことがあり得るのか。

(説) 当事者双方が了解していれば不可能ではないが、私の経験上、調停成立ではない段階、言わば途中の段階で、当事者双方同時にウェブ会議を行ったことはない。

(委) 私もよくオンラインを利用するが、オンラインと対面では違うと感じることが多い。例えば本日の模擬調停の例で言うと、申立人からオンラインで聴取した情報によると、相手方はとても乱暴な夫という印象を受けるが、相手方に対面してみるとそうでもない、ということはあるのではないか。

(説) ウェブと対面では、非言語情報の量が異なるということはあると思う。実際に調停委員から、対面の方が進めやすいという意見をいただ

いたこともある。

- (委) ウェブ調停の利用状況としては、全体の何パーセントに当たるのか教えていただきたい。
- (説) 那覇家裁の8月分統計によると、調停175期日中、ウェブ会議の利用は約5.2パーセント、電話会議の利用は約11パーセント、対面が約84パーセントとなっている。
- (委) ウェブ調停はどんどんやった方が良くと思う。沖縄県は離島が多いため、調停期日に出頭するには時間もコストもかかる。そういう意味で言うと、他県に先駆けて積極的に沖縄県からやっても良いくらいではないか。

模擬調停の実演を拝見して、本件は申立人が住所を秘匿している事案であったことから、非公開性の担保のために部屋をカメラで映す際、住所の特定がされないよう、確認の方法にも配慮が必要ではないかと感じた。

- (長) 窓から外が見えるということも含めて、居場所が分からない工夫が必要ということですね。
- (委) 離島在住の当事者からすると、ウェブ調停の実施はありがたいと思う。一方で、ウェブ環境が整っているか、セッティングがスムーズに行えるのか、周囲に手伝ってくれる人がいるのかなどが気になった。

また、近年はオンライン面接も増えているが、画面越しだと緊張することが多いため、ウェブ調停の場でも当事者がどれくらい自分の主張ができるのか、また意向がきちんと反映されるのかは気になった。

- (委) 本日の模擬調停では、相手方とのやりとりは割愛されていたが、相手方も登場させた方がよりリアル感が出て良かったのではないか。
- (委) 高齢の当事者の場合、補助者がいないと機器を使いこなせないことが予想されるので、そのあたりのサポートをどれだけ充実させられる

かが重要ではないか。

(長) 代理人がついていない当事者の事件で、ウェブ調停を実施したことがあるか。

(説) 先々月より、代理人がついていない当事者の事件でも、少しずつウェブ調停を実施している。高齢者の当事者の親族に、電話口で接続の仕方を説明し、サポートをお願いしたという事例もある。

(長) 接続ができた後は、サポートの方は部屋から出るということで良いか。

(説) そのようにお願いしている。

(長) 調停委員として、ウェブと対面で違いを感じることはあるか。

(委) 画面越しでは対面に比べると情報が限られているものの、電話会議とは比較にならないほど非言語情報として伝わる量が多いと感じる。表情だけで言うと、ウェブと対面ではほとんど差がない。

ただ、非言語情報は表情だけに限らず、調停室に入室する際の雰囲気なども確認できる対面の情報は、ウェブと比較して役立つこともあると感じる。

(委) 模擬調停で、身分証明書を画面に提示するシーンは衝撃的であった。対面の場合の本人確認の方法について教えていただきたい。

(説) まず初めに書記官室に出頭してもらうが、そこでは裁判所から送付した期日通知書を持参していることを確認し、次に調停室で調停期日を開始する前に、身分証明書を提示してもらい、本人であることを確認している。

(委) いずれは申立書の提出もオンラインでできるようになることを前提とすると、例えば民間では電子署名も進んでいるが、申立書を提出したのが確実に本人であることを確認する方法が、電子申立時に組み込まれる予定があるか教えていただきたい。

- (説) 申立書面のデジタル化に関して、現段階ではそこまでの情報に接していない。
- (長) 今の紙の申立書でも、提出した方と申立人として記載された方がどのような関係にあるのか正確には分からない。金融機関等で行われているような身分証明書の写しと併せて提出されているわけではない。
- (説) 検討の過程では、マイナンバーカード等、いろいろなアイデアが出ていると聞いている。
- (委) 現在行われているウェブ調停の申立人の多くは代理人がついていて、その場合は代理人事務所から手続に参加しているという理解で良いか。
- (長) そのとおりである。
- (委) 離島で代理人がついていない当事者の場合、当該離島にある国の機関の一室を借りて調停に参加することができれば、調停手続のウェブ化はもっと進むのではないか。
- (説) 裁判所以外の国の機関の一室を借りて調停を行ったことはないが、従前から電話会議を利用する場合、遠方の当事者が近くの裁判所に出向いて参加する、本人確認も出頭庁で行ってもらうという形で、異なる裁判所間で協力し合っているという実情にある。ウェブ調停でそのような手続を行ったことはない。
- (委) ウェブ調停のニーズは間違いなくあると思うし、もっと活用されるべきだとも思う。その反面、当事者の一方が画面かつ平面のウェブ参加で、もう一方がリアルに出頭している場合、調停委員会側からすると、受ける印象が違うということはあると思う。人の所作、振る舞いはすべて印象として与えられるので、当事者に対する公平性の担保をどう確保していくかが課題ではないか。

また、代理人がついていない当事者がウェブ参加する場合、どこで参加しているか分からないようにすることが大事である。自宅はそれ

だけで情報性を持ってしまうので、無味乾燥な公共施設が望ましい場合もあるだろう。どう環境整備していくか難しい問題ではあるが、必要な検討だと思う。

(委) ウェブの場合、画面操作を行いながら参加し緊張している場合が多いので、調停委員としてはストレスを感じないように声掛けをするよう気配りしている。ウェブ参加の当事者に対しては、調停委員側に配慮が必要であると感じる。

その点、代理人事務所から参加している当事者においては、機材操作のストレスは感じられなかった。

(長) ウェブ調停を利用しやすいものにした方が良いというご意見がある一方で、現実にはあまり利用されていないのは、何が問題だと考えるか。

(委) 一般的に家事調停を利用する方は、どこからアクセスしてきているのかによって、アプローチの仕方も変わってくるのではないかと。例えば、裁判所のホームページからのアクセスが多いのであれば、ホームページにWebexの使い方を掲載する等の工夫はできないか。

(説) 裁判所のホームページに、Webexの利用方法が掲載されている。ウェブ調停に適するかどうかは、事件の内容を把握した上で、裁判官において判断を行っており、実施するとなった場合には、当事者に対して本人性及び非公開性の担保の方法について、丁寧に教示している。

(委) 代理人がついている事件であれば、本人確認はある程度代理人に任せられる上、ウェブ調停を実施しても特段問題は起きないだろうという判断になりやすいが、代理人がついていない事件の場合は、録音録画の禁止を守れるのか等、人柄が全く分からない状態でウェブ調停に踏み切るには勇気がいる。

第1回目の調停期日を対面で実施した後に、慎重に判断したいとこ

ろではあるが、第1回目に出頭した当事者は、次回も出頭することが普通になってしまうこともあり、そこからウェブへ移行する話にはあまりならない。

また、管轄内ではあるが遠方の当事者、例えば那覇本庁で言うと南城市に住んでいる方などは、遠いからといって直ちに裁判所側からウェブ調停にしましょう、という話にはあまりならない。

遺産分割の事件では、多数当事者が各地に分散していることもあるが、そもそも最初から最後まで出頭しない当事者も多いので、ウェブ調停にしましょうかという空気にならない。

(委) 人は自分の権利を勝ち取るためには、ウェブよりもリアルで主張した方が得なのではないか、伝わりやすいのではないか、という心理が働く。双方ともウェブ参加という同じ条件であれば変わらないが、片方がウェブ参加でもう片方がリアルだと、リアルの方が良いのではないかと考える人はいると思う。

(委) 直接会って見ないと分からないということはあるかもしれないが、それとウェブ調停の利便性や出頭のコストを秤にかけるとどうなんだろうというのはある。

(委) 当事者が感情的になった場面では、オンラインだと一人が喋っていると他の人は喋れないので、オンラインの方が良い面もあるのではないかと。

(委) ウェブ調停の経験者に、感想を聞いたことはあるか。

(説) 弁護士からは出頭コストが減って使いやすいという意見をいただいたことはあるが、当事者本人からの感想を聞いたことはない。

(委) とにかく件数を重ねて、よりよいものを作っていくことが大事だと思う。

(委) 新しい取組でも、3年くらいやれば大体慣れてくるし、アプリも使

しやすいものにアップデートされていく。生活の中でDXが進んでいけば、社会もウェブ調停が当たり前になっていき、自然に受け入れられると思われる。

(長) 調停の申立て段階から完全にオンライン化するのは、令和9年度ころを目指して準備を進めている。ただし、すべてがウェブに切り替わるとか紙や対面がなくなるというわけでもないと思う。ウェブでもできるようになり、調停手続を利用しにくかった方が利用しやすくなればありがたい。裁判所は、利用しやすい方向に進めていかなければならない。

6 次回テーマ

「裁判所のデジタル化について」をテーマとして意見交換を行うこととなった。

7 次回開催期日

令和6年7月頃を予定(※後日調整)

8 閉会宣言